

(令和2年8月25日 司法研修所)

令和2年度研究会等における司法研修所寮の感染防止対策について

研究会及び研修等を実施する際の司法研修所ひかり寮及びなごみ寮における新型コロナウイルス感染防止対策は、以下のとおりとする。

1 全般

(1) 感染防止に向けた行動

入寮者に対し、3密の防止、手洗い（手指消毒）・うがい等の感染防止に向けた行動を励行するよう求める。また、健康管理に努めるよう求める。

(2) 不要不急の外出の自粛

入寮者に対し、不要不急の外出を自粛するよう求める。

(3) 感染防止対策の周知

入寮者に対して、感染防止対策に関する注意喚起の掲示を行うなどして寮における感染防止対策について周知徹底する。

2 接触感染の防止

(1) 手指の消毒

手指の消毒を徹底するため、1階ロビー、各階のエレベーター前及びランドリー室前にアルコール消毒剤を設置する。

(2) 共用部分の消毒

寮内施設で多人数による接触リスクが高いと想定される共用部分（自動販売機、エレベーター等）を中心に、定期的に消毒を行う。

(3) 入退寮時の鍵の授受

入寮者が入寮時に各自で事務室の鍵棚等から受領する居室の鍵については、事前に消毒した上で、各室ごとの棚に配置する。入寮者が退寮する際には、鍵は直接棚へ戻さず、事務室に設置した回収箱に返却させ、回収後に鍵を消毒す

る。

3 飛沫感染の防止

(1) マスクの着用、会話や発声の自粛

入寮者は、寮内を移動する際にはマスクを着用するとともに、ロビー、廊下、階段、トイレ、給湯室、ランドリー室等、共用部分での会話や発声を控える。

(2) 施設の利用制限

3密状態を避けるため、割り当てられた居室以外の居室への入室は禁止する。

(3) エレベーターの使用制限

エレベーターを使用する際は、一度に利用できる人数を5名までとし、エレベーター内の床に表示された立ち位置を示す表示に従って間隔をとって利用させる。

4 換気

(1) 換気の励行

施設管理及び防犯上等の理由により、終日にわたって出入口や非常口の扉等を開放して換気することは行わないが、2階以上の廊下等の窓については、天候や気温に配慮しながら、できる限り開放して換気に努める。

(2) 居室の換気

入寮者が居室の換気を行う際は、居室の窓を開けて行う。